

確定拠出年金向け説明資料

北國DC定期預金 2年

※DCはDefined Contribution(確定拠出の意)の略です。

本商品は元本確保型の商品です。

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等
(ただし、預金名義は、確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

3. 預入期間

2年(満期日は預入日の2年後の応当日です。)

4. 商品提供金融機関

株式会社北國銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は毎週見直し、金融情勢等に応じて原則毎週月曜日(銀行休業日の場合には翌銀行営業日)より新金利を適用します。

6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用する固定金利です。

7. 利払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。
満期日には、利息を元金に組入れて同一の期間で自動継続します。
中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもとに、6か月複利の方法で利息を計算します。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取扱い

満期日に利息を元金に組入れて同一の期間で自動継続します。

なお、満期日前に解約される場合には、「12.中途解約の取扱い」の利率を適用し、元金と利息をお支払いします。

11. 支払時の取扱い

確定拠出年金法およびご加入の確定拠出年金規約にもとづいた事由(給付または預け替え等)によりお支払いします。

複数の預金明細がある場合は、明細を指定して解約(預け替え)することができます。

明細を指定しないで給付または預け替え等で支払いを行う場合は、支払い時期からみて満期日が遠く到来するものから順に支払いを行います。

12. 中途解約の取扱い

満期日前に中途解約する場合は、実際のお預入れ期間の長さに応じて、次の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)を適用します。

- ・6か月未満 解約日における普通預金の金利
- ・6か月以上2年未満 約定金利×20%

13. 一部解約の取扱い

この預金は元金の一部を解約することができます。

- ① 一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた「12.中途解約の取扱い」の利率を適用して計算します。
- ② 一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入時の約定金利によって計算し、満期日に一部解約後の残金に組入れて同一の期間で自動継続します。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■当資料は、株式会社北國銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

北國DC定期預金 2年

※DCはDefined Contribution(確定拠出の意)の略です。

本商品は元本確保型の商品です。

14.お申込み単位

預入金額は1円以上1円単位です。

15.手数料

かかりません。

16.持分の計算方法

本商品の加入者毎の持分についての計算は元金によるものとします。

なお、加入者毎の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

17.利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り、満期日に約定金利で計算した利息を元金に組み入れて、自動継続します。

また、満期日前に中途解約(一部解約を含みます)した場合でも、「12.中途解約の取扱い」の利率を適用し、元金と利息をお支払いします。

商品提供金融機関(株式会社北國銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息は保護されないおそれがあります。

18.預金の保護のしくみ

本商品は預金保険制度の対象となっており、保険の対象預金と保護の範囲は以下のとおりです。

金融機関ごとに、預金保険制度対象商品のうち、当座預金等の利息のつかない預金(※)以外の預金について1預金者あたり元本1,000万円とその利息。

(※「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」の3条件を満たすものです。)

確定拠出年金制度の資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分が当該加入者の預金に係る債権とみなされ、預金保険制度の保護の対象となります。

ただし、北國銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で1,000万円までの元金とその利息が保護の範囲となります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■当資料は、株式会社北國銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。